

指名停止業者一覧表

No.	業者名	指名停止期間		適用条項	区分	指名停止理由	決定日		
1	京葉ガスエナジーソリューション株式会社	令和7年7月30日	～	令和8年7月29日	12ヶ月	第2条第1項 別表第2の6(公契約関係競売等妨害又は談合)	指名停止	当該業者の元使用人は、千葉県企業局が発注した配水管整備工事の入札に関して、令和5年12月に予定価格を同局職員から得て公正を害すべき行為をしたとして、令和7年7月3日、公契約関係競売入札妨害容疑で千葉区検察庁から起訴された。	令和7年7月29日
2	極東開発工業株式会社	令和7年11月25日	～	令和8年2月24日	3ヶ月	第2条第1項 別表第2の5(独占禁止法違反行為)及び第4条第3項	指名停止	当該業者は、特定特装車製品の販売分野において、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、令和7年9月24日、公正取引委員会から排除措置命令等を受けた。	令和7年11月19日
3	新明和工業株式会社	令和7年11月25日	～	令和8年2月24日	3ヶ月	第2条第1項 別表第2の5(独占禁止法違反行為)及び第4条第3項	指名停止	当該業者は、特定特装車製品の販売分野において、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、令和7年9月24日、公正取引委員会から違反事業者の認定を受けた。	令和7年11月19日
4	愛知時計電機株式会社	令和7年12月2日	～	令和8年3月1日	3ヶ月	第2条第1項 別表第2の10(口)(その他不正又は不誠実な行為)	指名停止	当該業者は、市公営企業発注事業の「令和7年度検定満了分小口径水道メーター購入(バーター方式)」及び「令和7年度新品水道メーター購入」において、正当な理由なく契約締結を辞退をした。	令和7年12月1日
5	株式会社トニチコンサルタント	令和8年1月8日	～	令和8年4月7日	3ヶ月	第2条第1項 別表第2の5(独占禁止法違反行為)	指名停止	当該業者は、地方公共団体等が発注する跨線橋点検業務における入札において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、令和7年12月19日、公正取引委員会から、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。	令和8年1月6日
6	日本交通技術株式会社	令和8年1月8日	～	令和8年7月7日	6ヶ月	第2条第1項 別表第2の5(独占禁止法違反行為)	指名停止	当該業者は、地方公共団体等が発注する跨線橋点検業務における入札において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、令和7年12月19日、公正取引委員会から、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。	令和8年1月6日